

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2021年募集版



ほっとちゃん

持病があっても加入できるあたたかい共済

緩和共済



医療コース



生命コース

〈引受基準緩和型共済(医療コース)・(生命コース)〉

持病のある こんな方にぜひオススメ！



選べる2つのコース



医療コース

加入者の**入院や手術**に対応するコースとなります。なお、特約として**休業保障特約**を付加することができます。

加入資格

- 加入申込日現在、「健康状態についての質問」に**該当しない方**
- 保障開始日現在、**満64歳以下**の組合員本人

健康状態の告知事項

医療コース …P2

生命コース …P5

- いずれの状態にも該当しない方が加入できます。



生命コース

加入者の**死亡時・重度障がい時**に対応するコースとなります。

お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

☎ **0120-229-075**
共済フリーダイヤル

TEL **03-3288-3533**
共済事業局

FAX **03-3288-3708**
共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazensenkyosai.jp/>
E-mail: kyosai@uazensen.jp
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間: 平日10:00~16:00

緩和共済

医療コース



持病のある方にもあたたかい共済です。
告知事項は3つだけ

告知がすべて「☒いいえ」なら申込できます。

告知1

告知日(ご記入日)より3カ月以内に入院したこと・手術を受けたこと、勧められたこと、あるいは今後予定がある。

☒いいえ

告知2

告知日(ご記入日)より2年以内に下記の病気で入院したことがある。

●慢性肝炎 ●慢性気管支炎 ●慢性腎炎 ●精神・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●糖尿病の合併症(網膜症・眼底出血・腎症・下肢皮膚腫瘍・壊疽)

☒いいえ

告知3

告知日(ご記入日)より2年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

●がん(悪性腫瘍・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・上皮内がんを含む) ●肝硬変

☒いいえ

付帯サービスのご案内 無料!「メディカルコールサービス」の内容

緩和共済(医療コース)に加入すると以下のサービスが受けられます。

突然の発病やケガ、日常のおからだや子育てのお悩み、専門的な医療・健康から栄養、お薬のご相談まで、専用のフリーダイヤル **0120-119-430** でお気軽にご利用いただけます!!

●現役の救急科専門医が常駐!
緊急医療・一般健康相談サービス

24時間365日

●医療機関への道順もご案内!
医療機関案内サービス

24時間365日

●子育てをするママ・パパ支援、食に関する幅広い関連情報のご提供!
育児・栄養相談サービス

一部事前予約 24時間365日

●さまざまな薬剤情報のご提供!
お薬相談サービス

一部事前予約 24時間365日

●専門医による高度なサービス!
予約制専門医相談サービス

事前予約

●がん専門医による高度なサービス!
予約制専門医「がん」相談サービス

事前予約

転院・患者移送手配サービス(国内のみ)

24時間365日

海外の医療情報に関する相談サービス

24時間365日

医療コース加入者は在宅健康チェックサービスも受けられます。(詳しくは医療共済パンフレットを参照ください。)

医療コース 保障内容

基本保障部分

保障対象	保障内容	保障額
入院給付金	病気や不慮の事故により 入院 した場合に、お支払いします。 連続5日以上入院で、5日目から120日間の入院が対象です。(通算は無制限)	日額 5,000円
手術給付金	入院中に所定の 手術 を受けたとき	50,000円
	入院中以外に所定の 手術 を受けたとき	25,000円
放射線治療給付金	放射線治療 を受けたとき	50,000円
先進医療給付金	先進医療 を受けたとき	実費1回 300万円 限度 (通算無制限)



休業保障特約部分

保障対象	保障内容	加入条件	保障額
休業保障給付金	病気やケガで 5日以上継続して自宅療養 した場合に、お支払いします。 (5日目から入院と通算で120日限度)	平均月収6万円以上の方	日額 2,000円 コース
		平均月収9万円以上の方	日額 3,000円 コース
		平均月収15万円以上の方	日額 5,000円 コース

医療コース 月額掛金

基本保障部分

年齢	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳
月額掛金	1,900円	2,000円	2,300円	2,700円	3,600円	5,700円	5,700円	8,500円

休業保障特約部分

年齢	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳
2,000円コース	100円	180円	250円	350円	500円	430円
3,000円コース	150円	270円	380円	530円	750円	650円
5,000円コース	250円	450円	630円	880円	1,250円	1,080円

※休業保障特約は、3月1日時点で満64歳に達した後に最初に到来する2月末日までとなります。

医療コース 基本保障部分の給付内容

1.入院給付金

●加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、保障期間中にその病気またはケガの治療を直接の目的として連続5日以上入院したときに5日目から、入院給付金日額×入院期間(1回の入院について120日が支払限度日数となります。)をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り入院を開始することが必要です。*2

- *1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは再入院と前の入院を合わせた入院

*2 この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

※1 上記における初年度加入、更新加入等については、各保障の対象者ごとに判断するものとします。

※2 病気による入院中に新たな病気を被った場合、またはケガによる入院中に新たなケガを被った場合、それぞれの重複する期間については、重複しては入院給付金をお支払いできません。

2.手術給付金

●加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、下記①～③の全ての条件を満たす手術*2を受けたとき、下記*3手術給付金表の金額をお支払いします。ただし、保障期間中に病気やケガを被り手術を受けることを要します。

*2(手術の条件)

①この共済の保障期間中に行われた手術であること。(ただし、更新契約が締結されなかった場合においては、この共済契約が終了した後で、かつ入院給付金の支払い対象となる入院期間中に行われた手術を含みます。)

②公的医療保険制度における医師診療報酬点数表により手術料の算定対象と列挙されている手術を受けた場合。ただし、次の手術を除きます。

ア.傷の処置(創傷処理、デブリードマン)

イ.切開術(皮膚、鼓膜)

ウ.骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血授動術工.抜歯(骨の開削等を行った場合も含む)

オ.異物除去(外耳、鼻腔内)

カ.鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)

キ.魚の目、タコ手術(鶏眼、胼胝切除術)

③病院等における手術である。

*3(手術給付金表)

上記以外	入院中	入院給付金日額の10倍
	入院中以外	入院給付金日額の5倍

●時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。また手術によっては、回数の制限がある場合があります。

3.放射線治療給付金

●加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、保障期間中に公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を受けたとき、入院給付金日額の10倍をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り放射線治療を受けることが必要です。この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

*4 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

4.先進医療給付金

●加入者が病気またはケガにより、その治療を直接の目的として、主務官庁が定める設備基準に適合する治療施設において行われる先進医療を受けたとき、先進医療の技術に係る実費を、300万円を限度にお支払いします。ただし、加入期間中に病気またはケガを被り先進医療を受けることが必要です。

●限度額は原則1回の病気・ケガにつき適用します。

●他の保険契約または共済契約から先進医療給付金が支払われた場合には、先進医療給付金が差し引かれることがあります。

医療コース 休業保障特約部分の給付内容

●医師の治療を受け、かつ業務に全く従事できず、5日以上継続して自宅療養をした場合に、5日目からお支払いします。ただし、4日以上の継続入院後の自宅療養については、1日目からお支払いします。

●入院給付金と重複してのお支払いはしません。

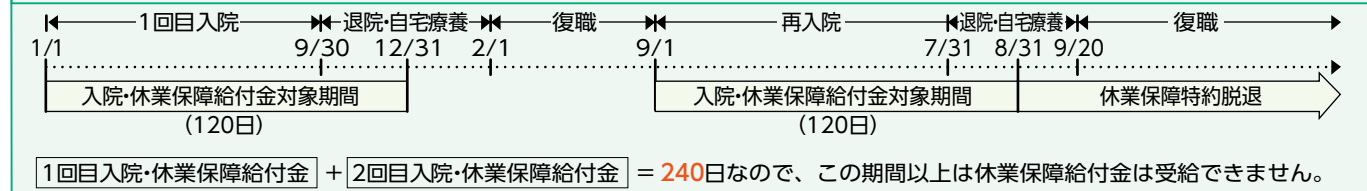
●1給付事由につき入院日数を含めて120日を限度とします。なお、1給付事由とは、前回の休業終了もしくは退院後、その日を含め6カ月を経過した日までに再度休業もしくは入院した場合で、その再休業もしくは再入院が、前の休業もしくは入院の原因となった身体障

害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再休業(もしくは再入院)と前の休業(もしくは入院)を合わせた休業および入院をいいます。

●給付金の受給中、別の新たな疾病により自宅療養等をする場合、重複してのお支払いはしません。

●入院給付金の入院日数と休業保障給付金の休業日数を通算して240日が加入期間中の限度となります。(通算限度日数を超過した場合には、休業保障特約は脱退となります。)

休業保障特約の240日通算限度日数の考え方具体例



給付金をお支払いしない主な場合

- ①ご契約者、申込者または加入者(保障の対象者)、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ。
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ。
- ③麻薬、アヘン、覚醒剤等の使用による病気またはケガ。
- ④戦争、暴動等による病気またはケガ。
- ⑤自動車または原付自転車の無資格運転、酒気帯り運転中に生じた事故によるケガ。
- ⑥むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑦地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- ⑧精神障害を原因とする事故によるケガ。
- ⑨精神病、アルコール依存、薬物依存等の精神障害。

精神障害の範囲は平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99の規定によります。

- ⑩核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による病気またはケガ。
- ⑪保障開始日以前に被った病気や発生した事故によるケガ。
- ⑫給付事由が発生してから3年以上経過したとき。
- ⑬告知事項に事実と相違があったとき。

等

※④⑦⑩に該当する場合であっても、その事故や災害の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

緩和共済



生命コース



持病のある方にもあたたかい共済です。
告知事項は3つだけ

告知がすべて「☒いいえ」なら申込できます。

告知1

現在、病気*1やケガのため、入院・安静加療*2をしている、または、入院・安静加療・手術*3の必要があると医師に診断されている。

☒いいえ

告知2

過去1年以内に、病気やケガ(手足の骨折は除きます)のため、連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと*4がある。または、過去1年以内に手術を受けたことがある。

☒いいえ

告知3

別表の疾病により、過去1年以内に入院したことがある。または、過去1年以内に週2回以上、通院治療をしたことがある。

☒いいえ

※1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産など)を含みます。

※2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するなぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

※3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

※4「連続して14日以上」の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合などを含みます。

別表(告知3・疾病一覧)

①新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。) ②糖尿病 ③心疾患(心臓病など。高血圧症を含みます。) ④脳血管疾患(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。) ⑤胃、腸の疾患(胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。) ⑥肝臓、脾臓の疾患(肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など。) ⑦腎臓の疾患(腎炎、腎不全、ネフローゼなど。) ⑧呼吸器の疾患(肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。) ⑨精神障がい(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。) ⑩神経の疾患(髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。) ⑪血管および血液の疾患(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。) ⑫眼の疾患(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。) ⑬脊髄、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患(強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。)

ト❤ 生命コース 保障内容

保障対象	保障内容	加入タイプ	保障額
死亡・重度障害共済金	病気や不慮の事故により 死亡 した場合 または 重度障がい となった場合にお 支払いします。	S-3	300万円
		S-5	500万円

※加入者が直接であると間接であることを問わず、保障開始日および更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日から180日以内に死亡した場合または重度障がいとなった場合には、死亡共済金、重度障害共済金、それぞれ、100分の50に相当する金額をお支払します。なお、死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いできません。

ト❤ 生命コース 月額掛金

年齢	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
S-3コース 300万円	1,300円	1,300円	1,300円	1,600円	2,500円	4,800円
S-5コース 500万円	2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	4,100円	8,000円

(注) 毎年の決算で剰余がでた場合は、割り戻し金としてお戻しします。原則、緩和共済の脱退(返戻請求)時の返戻となります。

割り戻し金の支払い実績(概算)	年度	2019	2020	※年齢・加入日によって割戻率に 差が生じます。
	年間掛金に対する割戻率(%)	約6.0	約15.0	

ト❤ 生命コース 給付内容

1. 共済金が給付される場合

加入者(保障の対象者)が次の状態になった時、共済金が給付されます。

①死亡した時

②次のような重い障がい(重度障がい)になった時

重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する身体障がいの状態が、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態に固定した場合をいいます。

「**重度障がい状態について**」

重度障害共済金の支払対象となる重度障がいの状態

<身体障がいの状態の定義>

身体障がいとは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。

[備考] 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについては、きょう正視力について測定します。

①両眼が失明したもの

②そしゃく及び言語の機能を廃したもの

③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの

⑥両上肢の用を全廃したもの

⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの

⑧両下肢の用を全廃したもの

⑨一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの

⑩両眼の視力が0.02以下になったもの

⑪神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの

⑫胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの

⑬両上肢を手関節以上で失ったもの

⑭両下肢を足関節以上で失ったもの

⑮そしゃくまたは言語の機能を廃したもの

⑯神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

⑰胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

(注1) 死亡共済金と重度障害共済金は重複して給付されません。

(注2) 過去に重度障害共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び共済事故が発生しても、共済金は給付されません。



ご加入にあたって

① 加入手続と受付窓口

所定の「加入申込書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、組合経由でUAゼンセン共済事業局へご提出ください。

② 加入締切日

【2020年12月まで】毎月20日(土・日・祝日の場合は翌業務日)にUAゼンセン共済事業局必着となります。

【2021年1月から】各月以下の日にUAゼンセン共済事業局必着となります。

●1月20日(水) ●2月19日(金) ●3月19日(金) ●4月20日(火) ●5月20日(木) ●6月17日(木)
●7月20日(火) ●8月20日(金) ●9月17日(金) ●10月20日(水) ●11月19日(金) ●12月17日(金)

③ 掛金

1. 掛金の適用

(1) 加入日(発効日)・変更日時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。また、ご加入後も、更新日(毎年3月1日)時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。

例 2月1日で40歳となる方



申込日(告知日)時点では39歳ですが、加入日(発効日)時点では40歳となるため、40歳の掛金が適用されます。

(2) 既にご加入の方についても、更新日(毎年3月1日)時点における年齢によって、適用掛金が変わります。

2. 掛金の引落し

(1) 掛金は、組合員本人の指定預金口座(生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護共済ご加入の場合は同じ口座)から自動的に引落しされます。(所属組合によっては給与天引ができますので、所属組合にご確認ください。)

(2) 掛金が引落しされなかった場合は、翌月まとめて再請求いたします。

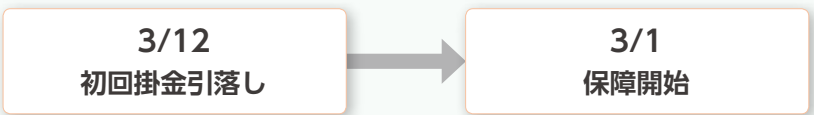
(3) 掛金が3ヵ月引落しされなかった場合は、最初の引落しできなかった月の前月末をもって自動脱退となります。また、新規加入では契約不成立となります。

※自動脱退後再加入の手続きをした場合は、再加入日(保障開始日)から新規加入扱いとなります。

④ 保障開始日(加入日)

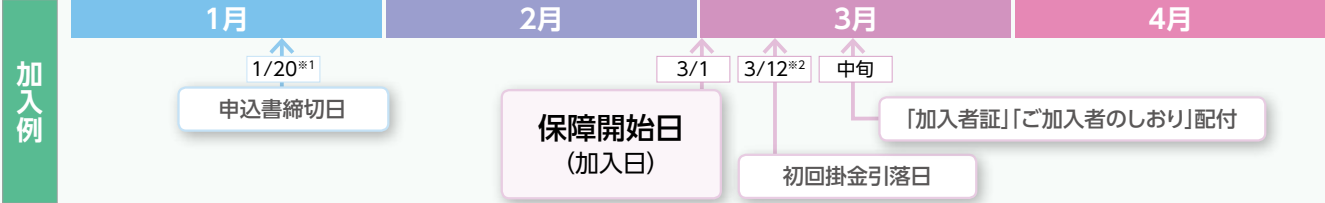
初回掛金引落日の当月1日の午前0時からとなります。

例 1/20申込書締切(12/21～1/20申込書到着分)



⑤ ご加入までのスケジュール

1. 「緩和共済」には、毎月加入できます。スケジュールは以下の加入例を参考にしてください。



※1 20日が土・日・祝日の場合は前業務日

※2 12日が土・日・祝日の場合は翌業務日

※3 加入の証として「加入者証」と「ご加入者のしおり」を発行します。(保障開始日の当月中旬に組合宛発送します。ただし、「加入者証」に記載の通り、第1回目の掛金が入金された後、加入日より保障が開始されます。)

※4 「加入者証」は、更新日(3月1日)ごとに、新しく発行します。(毎年3月中旬に組合経由で発送します。)

2. 2021年1月～2021年12月の締切スケジュール

申込書の UAゼンセン到着締切日	初回掛金引落日	保障開始日
1月20日(水)	3月12日(金)	3月1日(月) 午前0時
2月19日(金)	4月12日(月)	4月1日(木) 午前0時
3月19日(金)	5月12日(水)	5月1日(土) 午前0時
4月20日(火)	6月14日(月)	6月1日(火) 午前0時
5月20日(木)	7月12日(月)	7月1日(木) 午前0時
6月17日(木)	8月12日(木)	8月1日(日) 午前0時
7月20日(火)	9月13日(月)	9月1日(水) 午前0時
8月20日(金)	10月12日(火)	10月1日(金) 午前0時
9月17日(金)	11月12日(金)	11月1日(月) 午前0時
10月20日(水)	12月13日(月)	12月1日(水) 午前0時
11月19日(金)	1月12日(水)	1月1日(土) 午前0時
12月17日(金)	2月14日(月)	2月1日(火) 午前0時

⑥「割り戻し金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」および「生命保険料控除対象共済掛金証明書」の発行

※生命コースのみ

1.毎年10月に発行します。

2.「割り戻し金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」に、今年度の割り戻し金額(こくみん共済 coop への振替出資金額)および前年度までの出資金額が記載されています。

⑦ 共済期間

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入される場合は、毎年3月1日付で自動更新され、手続きは不要です。

⑧ 内容変更手続き(加入コースの変更等)

※生命コースのみ

1.加入コースの変更は、毎年3月1日付で取り扱います。(ただし、加入申込書については11月21日～1月20日必着にてご提出ください。)

2.保障が高いコースへの変更の場合、「健康状態の質問事項」に対する回答が必要となります。

⑨ 脱退

1.加入者は、3月1日現在満79歳(医療コース)、満69歳(生命コース)に達した後に最初に到来する2月末日をもって、自動脱退となります。

2.組合員でなくなる場合は、組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」に加入することにより、契約を継続することができます。

3.加入者が死亡または重度障がいになった時は、当月末日をもって脱退となります。ただし、組合員本人が死亡し、その後配偶者・子どもの保障を継続希望される場合は、組合の承認を得て配偶者が「福祉共済会」の会員になることによって継続できます。(改めて申込書を提出していただきます。)

⑩ 給付金・共済金の請求

共済事由が発生した時は、30日以内にUAゼンセン共済事業局にご報告ください。

※給付金・共済金の請求は、所定の用紙にご記入のうえ、所属の組合経由でご提出ください。

個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。各加盟組合は本加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、UAゼンセン共済に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済 coopという)に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

①こくみん共済 coopは、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。UAゼンセンおよび共済加入者から受領した個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

共済契約等にかかわる事務手続きについて

加入者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは加入者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

都道府県労働者共済生活協同組合定款

引受基準緩和型共済生命コース加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

〔定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋〕

〔組合員の資格〕

《第6条》この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

〔届出の義務〕

《第9条》組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

〔自由脱退〕

《第10条》組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2)この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

こくみん共済 coop 引受部分に関する苦情・異議申し立て

こくみん共済 coopの対応に納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。日本共済協会では、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。
※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済 coop ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

②共同利用の事項

UAゼンセンとこくみん共済 coop、加入者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

(a)加入・変更・脱退申込書記載事項(加入者・被共済者・受取人情報・契約内容・口座情報)

(b)年末調整手続事項(年間支払金額、割り戻し金額、申告金額)

(c)労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書＝加入者・被共済者・受取人情報・共済事由、共済金額、口座情報)

※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

〔法定脱退〕

《第11条》組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失

(2)死亡

(3)除名

〔除名〕

《第12条》この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

(1)3年間この組合の事業を利用しないとき

(2)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

●電話03-5368-5757

●受付時間9:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済 coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県のこくみん共済 coopにお問い合わせください。)

※引受基準緩和型共済生命コースは、こくみん共済 coopと共同運営している制度です。



■緩和共済(医療コース) 重要事項説明書

〈制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明〉

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

●マークのご説明…

●契約概要

共済制度の内容をご理解
いただくための事項

▲注意
喚起情報

ご加入者の方にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

ご加入前におけるご確認事項

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

緩和共済(医療コース)はUAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済制度です。基本保障(入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金)に休業保障特約を付加選択できます。基本保障については再保険をかけています。

(2) 保障の内容・保障期間(共済のご加入期間)

①給付金をお支払いする主な場合、お支払いする給付金、②給付金をお支払いしない主な場合、③保障(共済)期間等につきましては、本パンフレットをご確認ください。また、保障(共済)期間は平成30年3月1日午前0時から平成31年2月末日までの1年間となります。

(3) 給付金額等の設定

休業保障特約コースを付帯する場合はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただく年齢・特約コースによって決定されます。掛金・払込方法については、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書等に関する注意事項等)

加入申込書等に★マークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。※ご加入後に加入内容変更として保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項一覧】 ★:告知事項

基本補償・特約	
項目名	緩和共済(医療コース)
生年月日	★
性別	★
健康状態告知	★

*1この共済と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、共済のお引受けができない場合がありますので、その場合はご連絡願います。

【告知について】

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方が他の方と同じ条件でご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知

された場合、責任開始日*²から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

●責任開始日*²から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)

*2ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご加入の支払責任の開始日をいいます。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

③告知内容の確認について

ご加入後、または給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認ください。

2. クーリングオフ

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3. 給付金受取人

給付金は、加入者にお支払いします。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご加入のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・保障内容や掛金が変わったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の共済契約の掛金については、保障期間の初日の保障の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の共済契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保障の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りする場合や保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の共済契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の共済契約の保障始期前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。

ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本共済契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までには保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1カ月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊会所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求*³することがあります。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異な

ります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金が変わったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*3解約日以降に請求することがあります。

3. 加入者からのお申し出による解約

加入者からのお申し出によりその加入者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

4. 次回更新契約のお引受け

(1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛金

掛金は、更新日現在の掛金率等によって計算します。したがって、更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

(3) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者であるUAゼンセン福祉互助会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

2. 給付金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合には、30日以内にパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 給付金請求書類

給付金のご請求にあたっては、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類
・傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬

■ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済制度が加入者の方のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入を

明細書等
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・付加給付の支給額が確認できる書類
・給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・UAゼンセン福祉共済互助会が給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、UAゼンセン福祉共済互助会が支払うべき給付金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの給付金請求

加入者に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき加入者の代理人がいない場合は、加入者の配偶者等のご家族のうちUAゼンセン福祉共済互助会所定の条件を満たす方が、加入者の代理人として給付金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載のUAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) その他

○給付金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、給付金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
○給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

3. 給付金の分担

重複する保険契約等が他にある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

4. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、UAゼンセン福祉共済互助会にご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもっていた場合

○以下に該当する事由がある場合には、UAゼンセン福祉共済互助会にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人がUAゼンセン福祉共済互助会にこの共済契約に基づく給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この共済契約に基づく給付金の請求に関し加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺の行為があった場合

○その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

○加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。

いただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、

UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

1. 共済制度が以下の点で加入者の方のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
- 給付金をお支払いする主な場合
 - 保障期間(共済のご加入期間)
 - 給付金額(保障金額)
 - 掛金・掛金払込方法
 - 保障の対象となる方
2. 加入申込書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがある

重要事項説明書(生命コース)〈制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明〉

この制度(契約)概要・注意喚起情報は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。)*細則によって定まります。

この制度(契約)概要・注意喚起情報は、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済coop までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

- ・団体定期生命共済の事業規約・細則はこくみん共済 coop お問い合わせください。

共済商品名称と該当する事業規約名

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

制度(契約)概要

1. 共済制度について

- (1)主(基本)契約……引受基準緩和型共済(生命コース)
- ※こくみん共済 coop 団体定期生命共済にて元受している制度です。
- (2)死亡・重度障がいを保障する1年更新の共済制度です。

2. 保障内容・掛金について

具体的な保障内容と掛金については、パンフレットのP6をご確認ください。

3. 加入資格

- (1)被共済者(以下、「加入者」といいます。)になることができる方
- 契約発効日(以下、「保障開始日」といいます。)*更新日に、契約者(UAゼンセン福祉共済互助会の会員。以下同じ。)に該当する方
- (2)加入者になることができない方
- ①健康状態の質問事項(告知事項)の回答をUAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が確認し、加入が妥当でないと判断した方
 - ②保障開始日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
- (3)海外渡航者の取り扱いについて
- 加入者が海外渡航する場合は「海外渡航届兼委任状」の提出が必要ですので、共済事業局にご連絡ください。
- ①「海外渡航」の定義
 - 「海外渡航」とは国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるものをいいます。(3ヵ月未満の場合、手続きは不要です。)
 - ②加入者の取り扱い
 - 新規加入者は下記①～⑤のすべてを、既加入者は③～⑤の条件を満たしている場合に加入ならびに継続を認めます。(既加入者においては帰国予定の有無・渡航先・渡航期間を問わず、現契約の継続を認めます。)*なお、すでに海外にいる者の新規加入(増額を含む)はできません。
 - ①渡航先が、加入者の海外渡航時において、社会的不穏地域^(注)でないこと。
 - ②渡航期間が3年以内であること。
 - ③日本国内の金融機関の口座から掛金の払い込みが確実におこなえること。
 - ④共済金の請求および支払いの取り扱いについて、次のとおりとすること。
 - ④共済金の請求手続きは、日本国内に居住するもの(加入者の代理人)がおこなえること。

- りましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 加入申込書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか? □加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
- 以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。
- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
 - 加入者(共済の保障を受けられる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
 - ご加入者(共済の保障を受けられる方)の範囲についてご確認いただきましたか?
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

- ⑧重度障害共済金の請求については、日本国内で作成された証明書(診断書)のみの受付となります。
- ⑨共済金の支払いは、日本国内の金融機関への円建てでの支払いに限ります。
- ⑩事務の取り扱いについて、次のとおりとすること。
 - 加入者が日本国外へ渡航する場合
 - 「海外渡航届兼委任状」により、日本国内に居住する者を「代理人」として指定し、共済契約上の事務手続きいっさいを代理するものとすること。
 - (注)社会的不穏地域について…社会的不穏地域は、外務省の海外安全ホームページ「渡航情報(危険情報)」を基準とします。4つのカテゴリーに区分される国や地域に該当する場合、新規加入・増額はできません。

4. 共済金を減額してお支払いする場合

- (1)加入者の自覚症状の有無にかかわらず、保障開始日または更新日(増額の場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に死亡した場合または重度障がいになったときは、死亡共済金または重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

5. 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

6. 共済金受取人について

- (1)共済金受取人は加入者です。
- (2)(1)にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。なお、②から⑤の中では、記載の順序になります。
- ①加入者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」といいます。))を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)*「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとにこくみん共済coop が認めた方をいいます。
 - ②加入者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた加入者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、加入者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、加入者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じ。)
 - ③加入者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた加入者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④にあてはまらない加入者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③にあてはまらない加入者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の

死亡共済金受取人を代表します。

- (4)加入者は、UAゼンセン福祉共済互助会ならびにこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとしします。
- (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済coop に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- (7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位または順序によります。

7. 割り戻し金について

こくみん共済 coop 引受分の掛金が割り戻し金の対象となります。毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。割り戻し金は、こくみん共済coop の組合員出資金へ振替出資されます。

注意喚起情報

1. 加入申込書の記入について

加入申込書はUAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop と契約を締結するもの、また、質問事項(告知事項)は健康状態を告知いただくものとして重要です。加入者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2. 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
- ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4)他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
 - ※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。
3. 詐欺等による契約の取り消しについて
- 加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払い

ません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

4. 共済金をお支払いできない場合

- (1)加入者、共済金受取人の故意または重大な過失、加入者の犯罪行為により支払事由が発生し、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が共済金の支払いを適当でないと判断したとき
- (2)加入者が保障開始日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいの状態となったとき

5. 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が保障開始日・更新日にすでに死亡していたとき
- (2)加入者が保障開始日・更新日にUAゼンセン福祉共済互助会の会員でなくなっていたとき
- (3)加入者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (4)加入者が保障開始日・更新日に制度(契約)概要「加入者になることができる方」の範囲外であったとき
- (5)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分 など
- ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、加入者にお返しします。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

6. 共済金の不法取得目的による契約の無効について

加入者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

7. 契約の消滅について

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金を支払われた場合)。
- ※共済金を加入者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

8. 掛金の保険料控除について

引受基準緩和型共済(生命コース)のこくみん共済 coop 引受分掛金は、生命保険料控除の対象となります。

9. 契約内容に関する届け出について

加入者は次の場合、組合経由でUAゼンセン福祉共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)氏名や住所が変更となったとき
- (2)加入者が制度(契約)概要「加入者になることができる方」の範囲外になったとき
- (3)死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき(「制度(契約)概要6. 共済金受取人について」の(4)により、加入者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など)

10. 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

加入者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、加入者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくはUAゼンセン福祉共済互助会、またはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

11. 規約および細則の変更について

- (1)こくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。
- (2)(1)の場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載その他の方法により周知します。
- (3)こくみん共済 coop が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。

申込書記入例

- 申込書の記入にあたっては、以下の記入例に沿ってご記入ください。

必ず申込日をご記入ください。ご記入がない場合は、お申込みができません。

生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護のいずれかの共済に既にご加入いただいている方はご記入ください。その場合は、預金口座振替依頼書の同欄のご記入は不要となります。

チェックオフ組合の場合はご記入ください。

姓名、フリガナ、性別、生年月日、現住所、電話番号をご記入のうえ、捺印してください。

加入するコースに○印、特約・コースの選択に○印をし、自署欄に署名してください。

パンフレット内にある各コースの「告知事項（健康状態の質問事項）」を必ずお読みいただき、全ての事項に該当しない方のみ「なし」に○印のうえ、お申込みください。

チェックオフ組合および生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護のいずれかの共済に既にご加入いただいている方は記入不要です。（追加加入およびコース変更の方も記入不要です。）

新規加入で記入が必要な場合は必ず金融機関お届け印を押印してください。

UAゼンセン共済事業局 行

緩和共済 加入申込書 兼 口座振替依頼書

H114301(910)006

※加入申込書は、お手数ですが**コピーをお取りいただき大切に保管**してください。

申込日	20	年	月	日	共済加入者番号	83	92
組合名					支部分会名	支部分会	
組合・支部コード	550					559	
チェックオフ組合	☐				社員コード		
申込者	フリガナ 15 姓 35 名 74				私は「ご加入時の同意内容について」を確認し、UAゼンセンに加入を申し込みます。		
現住所	〒 93 漢字 100 150				★性別 75 男 1 女 2		
				★生年月日 76 年 月 日 昭 3 平 5			
				電話番号(日中につながる連絡先をご記入ください) 149 209 230 241			
生命共済、医療共済、長期休業保障共済、傷害・賠償共済、年金共済、積立共済、介護共済							
同時加入 既加入 *1 加入区分 新規 変更							
加入日/変更日 20 年 月 日 チェック欄							

※1 チェックオフ組合および生命共済、医療共済、長期休業保障共済、傷害・賠償共済、年金共済、積立共済、介護共済に既にご加入の方は、新たに口座振替依頼書の記入は不要です。

UAゼンセン加盟組合の組合員であることを確認し、UAゼンセン福祉共済互助会ならびにくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の趣旨に賛同し、加入します。UAゼンセン福祉共済互助会の緩和共済規定・取扱細則ならびにくみん共済coopが商品名に応じ設定する事業規約・細則が契約内容となること、また、緩和共済の「制度(契約)概要」および「注意喚起情報」の内容を被共済者とともに了承し、加入者全員の同意の上、加入を申し込みます。申込書および質問事項の記載内容は事実であることを加入者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときには、UAゼンセン福祉共済互助会ならびにくみん共済coopが当該事項について訂正しても異議ありません。本契約に関する個人情報共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務に利用されることを被共済者とともに同意します。※個人情報情報の取り扱いに関する詳細はUAゼンセン福祉共済互助会ホームページ(<http://uazenssenkyosai.jp/>)、くみん共済coopホームページ(<https://www.zenrosai.coop/>)をご参照ください。

コース名 ※加入コースに○印	加入者(組合員)名	特約・コースの選択	告知事項 全ての質問への該当 ※「あり」の場合は加入できません。
1 医療コース	自署	休業保障を付加 する しない 付加する場合はコースを選択してください。 2,000円コース 3,000円コース 5,000円コース	なし あり
1 生命コース	自署	共済金 300万円コース 500万円コース	なし あり
くみん共済coop処理欄 県番号 団体番号 商品 受付日 13 UIZ0002 D1U / / 13 3 9 BD89			
くみん共済coop組合員番号 13 UIZ0002 D1U / / 13 3 9 BD89			
(UAZ記入欄) チェックオフ専用団体番号			

金融機関提出用	預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書(収 加)	生年月日 昭和 平成 年 月 日
銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協・漁協 御中	団体名 UAゼンセン福祉共済互助会 2026000600 捺印	不備返却事由 1 預金取引なし 3 印鑑相違 2 記載事項等相違 ア 金融機関番号 イ 店 名 ウ 店 番 エ 預金種目 オ 口座番号 カ 口座名義 【その他】 字体相違、代表者名漏れ、を含む
共 済 加入者 番 号	申込日 20 年 月 日 収納代行会社 明治安田収納ビジネスサービス株式会社	金融機関使用欄 1 預金取引なし 3 印鑑相違 2 記載事項等相違 ア 金融機関番号 イ 店 名 ウ 店 番 エ 預金種目 オ 口座番号 カ 口座名義 【その他】 字体相違、代表者名漏れ、を含む
指定口座 金融機関用欄	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協・漁協 御中 本店 支店 出張所 金融機関番号 店舗番号 預金種目 口座番号(右つめてご記入ください) 242 245 246 248 249 250 256 1 普通	【お願い】この預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備が認められたら、上記該当項目に○印を付けて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。
種目コード 1 6 6 3 0 契約種別コード 1 0 0 0 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 261 263 ※ 264 270 番号(右つめてご記入ください)	払込先口座番号 00140-5-120363 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30	【お願い】この預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備が認められたら、上記該当項目に○印を付けて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。
カナ預金者名	預金者名	捺印 印鑑照合 受付日・取扱店日附印
金融機関お届け印(サイン)	金融機関お届け印(サイン)	振替日・払込日 毎月12日 【当日が休業日の場合は翌営業日】

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。

預金者名は、組合員ご本人名義とします。

契約者および預金者は、預金口座振替の方法により収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

- 表記載代行行者より貴行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛糾が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。(注1)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。